

社会保険 おきなわ

2017

9

NO.470

今月の記事

P2… 国民年金加入の手続き

P3… 電子申請のご案内

P4… 福寿うちな～健康宣言してみませんか?①

P5… 福寿うちな～健康宣言してみませんか?②

P6… 平成29年9月分から厚生年金の保険料率が変わります!!

P7… 健康づくり講習会のご案内

P8… 年金シニアライフセミナーのご案内



職場内で回覧しましょう

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

年金事務所 からのお知らせです。

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金(または共済年金)から国民年金への変更の届出が必要です。会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】

お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】

年金手帳

【保険料額】

国民年金の保険料は、月額16,490円(平成29年度)です。

※退職と同時に会社員(または公務員)の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務している会社(または共済組合)への届出が必要です。



保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)の保険料が免除になる制度があります。

メリット1 退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット2 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を収めた場合と比較して、2分の1になります。

メリット3 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市(区)役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください(郵送の場合は事務センターでも可)。

申請が遅れても最大2年1ヵ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職(失業)時の免除審査の特例(退職された方の所得を除外して審査)が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

【手続きに必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書(申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります)
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

納付猶予制度が、50歳未満に拡大しました。

平成28年7月1日の制度改正により、納付猶予制度の対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

電子申請 ご利用の流れ

STEP1 電子証明書を取得します

- ・電子申請では、申請者の確認をするために電子証明書が必要になります。
- ・電子証明書は、書面による手続きの際の印鑑に相当します。
- ・電子証明書は、認証局と呼ばれる機関が発行しています。なお、発行には手数料がかかります。
- ・詳細は、ホームページをご参照ください。

e-Gov 電子証明書 取得

検索



STEP2 パソコンの環境設定(利用準備)を行います

- ・ご利用のパソコンが電子申請するための条件を満たしているか確認を行います。
- ・手順については、ホームページをご参照ください。

e-Gov 環境設定

検索

STEP3 申請データを作成します

現在、書面で申請されている場合

- 電子申請は、e-Govの画面に1件ずつ直接データを入力する方法とまとめてデータを作成して添付する方法があります。
- 一度にまとめて申請する場合は、日本年金機構が無料で提供しているプログラムで申請データを作成することができます。プログラムのご利用方法は、ホームページをご参照ください。

届書作成プログラム

検索

現在、CD・DVDで申請されている場合

現在CD・DVDでの申請に使用しているデータを活用して、電子申請をすることができます。

電子申請が可能になります

STEP1,2についてのお問い合わせ先はこちらです。

【電子政府利用支援センター】050-3786-2225

《受付時間》

月～金曜日：4～7月 午前9時～午後7時

8～3月 午前9時～午後5時

土日、祝祭日：午前9時～午後5時

電子政府利用支援センター

検索

STEP3についてのお問い合わせ先はこちらです。

【ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル】

0570-058-555 ※音声案内の2番をご確認ください

050 から始まる電話でおかけの場合は

03-6700-1144 ※音声案内の2番をご確認ください

《受付時間》 月～金曜日：午前9時～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ沖縄支部 からのお知らせです。

福寿うちな～健康宣言してみませんか？

～社員が元気にイキイキと働くことができる職場をめざして！～

協会けんぽ沖縄支部では、健康経営に取り組む事業所を『福寿うちな～健康宣言事業所』として認定・サポートする事業を行っております。

健康経営に取り組むことで、事業所の生産性の向上などさまざまな効果が見込まれ、さらに医療費の適正化、健康保険料上昇の抑制にもつながります。

健康経営の考え方は、これからの企業経営において重要な位置付けとなります。
「従業員の健康増進が企業の発展につながる」という認識のもと、まずは「福寿うちな～健康宣言」に参加してみませんか。

「健康経営」とは、従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルです

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標



協会けんぽ沖縄支部はこのようなサポートをします（一部をご紹介します）

「健康講話」の実施	保健師等が事業所へ出張しメンタルヘルスや食事等の健康に関する講話を行います。
「プチ体力測定」の実施	スモーカーライザーやプチ体力測定セットによる訪問測定を行います。
フードモデル等のレンタル	事業所提示用としてフードモデルや1kg脂肪モデル、禁煙指導肺比較モデル等をレンタルします。

健康宣言事業所になるには…

①始めに

事業所に健康づくり担当者として「健康保険委員」を配置する。

②次に

宣言する取り組み内容を社内で決定し、エントリーシートを協会けんぽ沖縄支部に提出する。

③最後に

「認定証」が協会けんぽ沖縄支部から届けられたら、事業所内に掲示する。

健康宣言完了！

エントリーシートに記入した取り組み内容を実践!!

協会けんぽ沖縄支部 からのお知らせです。

健康宣言する取り組み内容は…

必須

- 次の2項目については必ず取り組んでいただく内容となります。
- ☐ 全従業員の定期健診受診を徹底する（受診率：実質100%）
 - ☐ 健康づくり担当者として健康保険委員を1名以上置く

選択

- 設定された取り組み内容（全13項目）から取り組む内容を選択します。
＜取り組み内容の一例＞
- ◆従業員が健診を受診しやすい環境をつくる
 - ◆従業員のコミュニケーションの促進 など

健康宣言したあとは…

事業所内で健康づくり担当者（健康保険委員）を中心に取り組み内容を実施してください。
また、健康宣言事業所として協会けんぽ沖縄支部のホームページに掲載されるほか、次のような認定・表彰制度があります。

健康経営優良法人認定制度

健康宣言をした事業所のうち、特に優秀な健康経営に取り組んでいる中小企業、中小規模の医療法人を経済産業省が定めた基準に基づき認定する制度です。

沖縄県健康づくり表彰（がんじゅうさびら表彰）

職場の健康づくりに積極的に取り組んで顕著な実績を上げた事業所や地域団体に対して県知事より表彰されます。

福寿うちな～健康宣言について、詳しくは、協会けんぽ沖縄支部のホームページをご覧ください。
エントリーシートもダウンロードすることができます。

協会けんぽ 沖縄

検索



＜「福寿うちな～健康宣言」に関するお問い合わせ先 企画総務グループ ☎098-951-2246＞

全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

☎代 表：098-951-2211

企画総務(保険料率、広報)：098-951-2246 業 務(給付、保険証、任意継続)：098-951-2282

保 健(健診、保健指導)：098-951-2011 レセプト(第三者行為(交通事故等))：098-951-2285

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)



年金事務所 からののお知らせです。

平成29年9月分から 厚生年金の保険料率が変わります!!

(平成29年10月31日納付期限分)

保険料改定の 2つのポイント

1 厚生年金保険料率が改定されます。

平成 29 年 9 月分より厚生年金保険料率が変わります。
(健康保険料率、介護保険料率、子ども・子育て拠出金率は据え置きです。)

2 算定基礎届による新しい標準報酬月額が適用されます。

年金事務所から送付された「標準報酬決定通知書」を参照の上、新しい標準報酬月額をご確認ください。

変更前

181.82
1000

(平成29年8月分まで)



変更後

183.00
1000

(平成29年9月分から)

＊新しい厚生年金標準報酬・保険料月額表は、

 からでもご覧いただけます。

CHECK

保険料納付は、納め忘れのない口座振替をお勧めします。

Q. 健康保険・厚生年金保険料の給料からの源泉控除方法は？

A. 健康保険料・厚生年金保険料は、原則として被保険者の資格を取得した月分から資格を喪失した月の前月分まで保険料を納付することになっています。この保険料は、事業主と被保険者は折半して(50%ずつ)負担することになっています。

なお、事業主が被保険者の給料から源泉控除することができる保険料は、前月分の保険料となっています。

【例】9月に支払う給料から控除する保険料→8月分保険料

ただし、月末に退職する場合は、前月分と当月分の保険料をその月の給料から控除することができます。

【例】9月30日退職(資格喪失日10月1日)の場合に
9月に支払う給料から控除する保険料→8月・9月分保険料

お問い合わせ先は、
各年金事務所の厚生年金(適用)徴収課です。

那覇 098-855-1111 浦添 098-877-0343 コザ 098-933-2267

名護 0980-52-2522 平良 0980-72-3650 石垣 0980-82-9211

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からののお知らせです。

“健康づくり”講習会のご案内!

気持ちいい汗を流して **健康になりませんか!**

無料です

どなたにも簡単
生き生き健康ヨーガ体操

講師：日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法士
安達 暁美氏

定員：30名

実施日時

9月30日(土)

午後2時～4時

①中部会場(定員30名)
沖縄市福祉文化プラザ
(沖縄市高原 7-35-1)

会場

10月7日(土)

午後2時～4時

②南部会場(定員30名)
浦添市てだこホール練習室
(浦添市仲間 1-9-3)

10月14日(土)

午後2時～4時

③北部会場(定員30名)
名護中央公民館(大和室)
(名護市港 2-1-1)

服 装：運動ができる服装・室内用運動靴、タオル(ヨガマットは協会準備します。)

お申込先：下記の申込書に所要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

お問合せ：TEL 098-861-2681 **FAX 098-861-2682**

一般財団法人沖縄県社会保険協会 那覇市若狭 1-3-2 タカダ若狭ビル 501号

■ 受付時間 ▷ 午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(祝祭日除く)

健康づくり教室参加申込書

【FAX番号:098-861-2682】

※ 参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参加会場 ☐ ①中部会場 ☐ ②南部会場 ☐ ③北部会場

事業所名

参加者氏名

〒連絡先(職場・自宅)

TEL() -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

社会保険労務士が、
社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

・9月1日(金)、8日(金)、15日(金)、29日(金)／10月6日(金)、13日(金)、16日(月)、27日(金)
各午後1時から5時まで

担当 社会保険労務士 城間洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681



～社会保険委員会・社会保険協会からのお知らせ～

年金シニアライフセミナーのご案内

厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に、定年退職後の年金、健康保険などの手続きや給付、健康で生きがいのあるシニアライフを過ごしていただくことを考えるためのセミナーです。

退職を間近に控えた方、事務担当者の方など、ぜひご参加いただきますようご案内いたします。



日 程	地区名	会 場 名	募集定員	備 考
10月19日(木)	平 良	平良港ターミナルビル 大研修室 (宮古島市平良字下里108-11)	30名	定員に達し次第締切 とさせていただきます (先着順)
10月20日(金)	石 垣	大濱信泉記念館 多目的ホール (石垣市登野城 2-70)	30名	
10月23日(月)	コザ・名護	ちゃたんニライセンター カナイホール (北谷町桑江467-1)	70名	
10月24日(火)	那覇・浦添	サザンプラザ海邦 4F (那覇市旭町 7番地)	70名	
※各会場共通 / 受付 12：30～ 開始 13：00～ 終了 16：40				

参加対象者

- 50歳以上の厚生年金保険被保険者及び配偶者
- 事業所の事務担当者または年金委員の方

※ご夫婦での参加もお勧めします。

**参加費
無料**

内 容

- 退職後の健康保険、年金、雇用保険について
- ライフプランと生きがいづくり、家庭経済について

申 込 方 法

下記の参加申込書にご記入の上、郵送又は FAX でお申し込み下さい。

お申し込み お問い合わせ

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 TEL 098-861-2681・2644 FAX 098-861-2682
沖縄県社会保険委員会 〒900-0031 那覇市若狭 1-3-2-501

主催 / 沖縄県社会保険委員会 共催 / 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 後援 / 全国社会保険委員会連合会

----- キリトリ線 -----

年金シニアライフセミナー参加申込書

◆参加地区名 (いずれかに○を付けて下さい。)		那覇・浦添		コザ・名護		平良		石垣	
事業所名					事業所 記号				
所 在 地	〒					電話番号			
						FAX			
参 加 者	氏 名		性 別	年 齢	区 分 (該当する方に○印)				
			男・女		被保険者・配偶者				
			男・女		被保険者・配偶者				
			男・女		被保険者・配偶者				

※ この申込書にご記入いただきました個人情報は当セミナーの目的以外の使用はいたしません。